

受託機関の 責任投資報告

2022年12月

鹿児島県病院企業年金基金

I. 三菱UFJ信託銀行

アクション 強化を続ける

三菱UFJ信託銀行が力を入れる、堅実ある責任投資を実践するための
基盤強化の取組みについてお伝えします。

大切な運用資産で ESGを考慮することを 明文化 MUFG AM責任投資ポリシーの策定

三菱UFJ信託銀行は、責任投資活動の指針として2019年7月に「MUFG AM 責任投資ポリシー」を策定しました。

責任投資原則(PRI)の6原則に則った6つの原則で構成されており、運用プロセスにESGを組み込むことを明記しています。また、投資対象の選定や投決権行使においてESGを考慮することに加え、投資対象の適切なESG情報開示、責任投資の普及活動、各種イニシアチブとの協働などに取り組むことも定めています。

責任投資に関する活動においては、常にこの「MUFG AM 責任投資ポリシー」に立ち帰ることで、着の押らぐことがない、成果のある責任投資へと繋げていきたいと考えています。

このポリシーは、三菱UFJ信託銀行とその子会社である三菱UFJ国際投信、エム・ユー投資顧問 Mitsubishi UFJ Asset Management(UK)、三菱UFJオルタナティブインベストメントも採択しています。グループ一休となり、社会課題の解決に積極的に取り組みながら、投資先の持続的な事業成長と価値向上の実現を目指します。

※MUFGは、におけるアセットマネジメント事業を扱う主要な子会社のブランド名。
三菱UFJ信託銀行、三菱UFJ国際投信、MU投資顧問、Mitsubishi UFJ Asset Management (UK)、
三菱UFJオルタナティブインベストメントの5社



MUFG AM 責任投資ポリシー

- | | | | |
|----------|---------------------------------|------------------|---|
| ■ 1 投資判断 | 投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます | ■ 2 アクティブオーナーシップ | (運用資産の)活動的な所有者(アクティブオーナーシップ)になり、所有方針と所有慣習にESGの問題を組み入れます |
| ■ 3 情報開示 | 投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます | ■ 4 普及活動 | 資産運用業界で本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います |
| ■ 5 協働 | 本原則を実行する際の効果を高めるために協働します | ■ 6 報告 | 本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します |

議決権行使

三菱UFJ信託銀行は、議決権行使を通じてステュワードシップ責任を果たし、ESG課題の解決へと繋げていきたいと考えています。議決権行使基準をベースに個別企業・議論の状況を考慮して判断を行い、賛否の理由を開示することで、透明性の維持・向上及び投資先企業価値向上に貢献するよう努めています。

Point

- 「議決権行使に係るガイドライン」を定め公開。内容は年一回見直しを行う
- 実際の判断においては、ガイドラインを形式的に適用せず、企業ごとの状況を考慮し、調査や対話を経て判断
- 議決権行使後も対話を継続し、改善を後押し
- 今年度の対話は約360件。前年の約330件から増加
- 今後も取締役会の監督機能強化に注力

三菱UFJ信託銀行の考え方

企業価値向上に資する議決権行使を、透明性の高いプロセスで

三菱UFJ信託銀行は、受託財産の運用に際して、専らお客様さま・受益者のために投資収益の増大を図ることを目的として、原則として全ての保有株式について自らの責任と判断のもと議決権の行使を行います。

運営においては、適切性と透明性を確保すべく、議決権行使基準「議決権行使に係るガイドライン」を定め、具体的な数値基準及び定性判断基準はWebサイトに公表してい

ます。なお、この基準をもって形式的に判断するのではなく、投資先企業との対話の内容や状況を踏まえ、企業の持続的成長に資すると考える場合には、基準と異なる判断を行うことがあります。

行使結果については、集計結果に加え、個別企業及び議案ごとに行使結果及び賛否の理由を開示することで、プロセスの一層の透明性向上を図っています。

実際の取組み

企業価値向上に資する基準を追求しながら、個別の状況を考慮し判断

▶ 議決権行使基準

「議決権行使に係るガイドライン」の改定

「議決権行使に係るガイドライン」は、投資先の企業価値向上に資するものとなるように、定期的に、少なくとも年に1回は見直しを実施することとしています。今年度は次頁の内容で改定を行いました。

成果

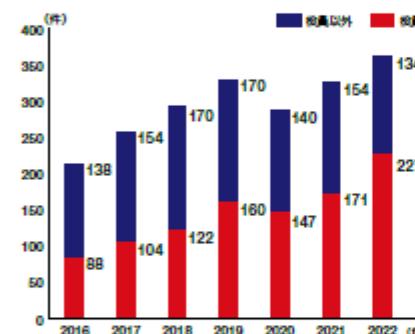
約360件の対話を実施 役員との対話が増加

2021年7月～2022年6月期において、ESG推進室の対話件数は約360件と、前年の約330件から増加しています。従前から対話を継続している企業とは、議決権行使結果をフィードバックの上、継続的に対話していることに加えて、今年度より新たに対話を始めた企業もあり、増加しています。また、今年度は特に役員との面談が増加しました。対話のテーマについては、以下の通り、コーポレートガバナンスがあおおよそ半数を占めているほか、環境問題や社会問題を

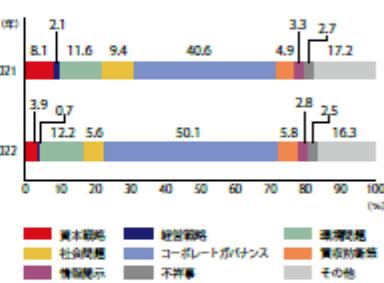
テーマに對話しています。

なお、TOPIX銘柄におけるESG推進室の対話のカバー率は約4割となっています。TOPIXニューアインデックス区分においては、Core・Large・Midに属する企業との対話が依然大半を占めますが、ここ数年における対話件数の増加理由の一つに、Smallに属する企業との対話増加があり、対話先企業の広がりも確認できます。

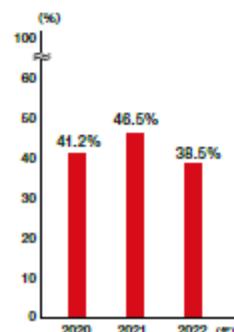
エンゲージメント件数の推移



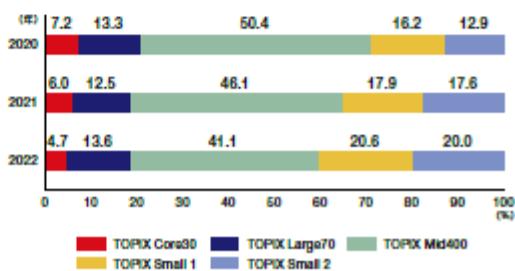
対話のテーマの割合



TOPIX全銘柄における当社の対話のカバー率



TOPIXニューアインデックス区分における対話企業の分布



I. 三菱UFJ信託銀行

国内株式の議決権行使結果(2021年7月～2022年6月)

今年度の行使結果は以下の通りです。

会社概要	2021年7月-2022年6月				反対比率 前年同期比
	合計	賛成	反対	反対比率	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	17,377	14,817	2,760	15.9%
	監査役の選解任	1,370	1,177	193	14.1%
	会計監査人の選解任	73	73	0	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬 ^{※1}	964	904	60	6.2%
	退任役員の退職慰労金の支給	105	11	94	89.5%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,445	1,390	55	3.8%
	組織再編関連 ^{※2}	47	44	3	6.4%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	81	5	56	91.8%
	その他 資本政策に関する議案 ^{※3}	72	72	0	0.0%
定款に関する議案	2,101	2,096	5	0.2%	-0.5%
その他の議案	11	6	5	45.5%	-4.5%
合計	23,626	20,395	3,231	13.7%	-9.5%

*1 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、報酬運動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与など *2 合併、新規事業・譲受、株式交換、株式移転、会社分割など
*3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合など

株主提案	2021年7月-2022年6月				反対比率 前年同期比
	合計	賛成	反対	反対比率	
合計	296	25	271	91.6%	-4.8%

*議案数については、取締役の選解任議案、監査役の選解任議案及び会計監査人の選解任議案を発表者単位でカウント

議決権行使の概況

- ・2021年7月から2022年6月に当社受託財産運用において行使を行った株主総会の数は2,286総会、議案数は合計23,922件あり、会社提出議案23,626件に対して賛成20,395件、反対3,231件、株主提出議案296件に対して賛成25件、反対271件の議決権行使を行いました。
- ・招集通知の電子提供に向け「定款に関する議案」が多数の企業で上程されました。
- ・主な議案の行使状況は以下の通りです。
- ・取締役の選解任議案……社外取締役候補者が独立性の観点から問題があると考えられる場合や、社外取締役が取締役総数の1/3に満たない場合などに反対しました。一方、全体的には社外取締役の構成を高める動きが進み、前年同期比、反対比率は低下しました。
- ・監査役の選解任議案……社外監査役候補者が独立性の観点から問題があると考えられる場合や、監査機能の低下が懸念されることから監査役が減員になった場合などに反対しました。
- ・退職慰労金支給議案……取締役会の恣意的かつ不透明な支給を抑制するため支給金額の開示がない場合や、経営の監視・監督としての機能が求められる監査役・社外取締役等への支給が行われる場合などに反対しました。
- ・買収防衛策議案……独立性のある社外取締役が取締役総数の一定比率を下回る場合などに反対しました。

外国株式の議決権行使結果(2021年7月～2022年6月)

今年度の行使結果は以下の通りです。

会社概要	2021年7月-2022年6月					反対比率 前年同期比
	合計	賛成	反対	棄権 ^{※4}	反対比率	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	12,898	11,903	993	2	7.7%
	監査役の選解任	522	480	42	0	8.0%
	会計監査人の選解任	1,864	1,853	11	0	0.6%
役員報酬に関する議案	役員報酬 ^{※1}	3,887	3,211	676	0	17.4%
	退任役員の退職慰労金の支給	19	11	8	0	42.1%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,190	1,184	6	0	0.5%
	組織再編関連 ^{※2}	291	251	40	0	13.7%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	15	13	2	0	13.3%
	その他 資本政策に関する議案 ^{※3}	3,506	2,987	519	0	14.8%
定款に関する議案	1,151	809	342	0	29.7%	14.5%
その他の議案	6,846	6,130	714	2	10.4%	2.7%
合計	32,189	28,832	3,353	4	10.4%	12%

*1 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、報酬運動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与など *2 合併、新規事業・譲受、株式交換、株式移転、会社分割など
*3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合など

株主提案	2021年7月-2022年6月					反対比率 前年同期比
	合計	賛成	反対	棄権	反対比率	
合計	1,416	1,000	416	0	29.4%	9.6%

*議案数については、取締役の選解任議案、監査役の選解任議案及び会計監査人の選解任議案を発表者単位でカウント
インにに基づき投票を行なったものが対象。

議決権行使の概況

- ・外国株式における個別議案の判断にあたっては、国ごとのガバナンス慣行を踏まえたうえで、企業価値の長期的拡大の観点から、慎重に検討を行います。
- ・2021年7月から2022年6月に開催された株主総会の数は3,151総会、議案数は合計33,605件あり、会社提出議案32,189件に対して賛成28,832件、反対3,353件、棄権4件、株主提出議案1,416件に対して賛成1,000件、反対416件の議決権行使を行いました。
- ・会社提案議案合計の反対比率は10.4%（前年比+1.2%）と、前年実績と比較して上昇しました。これは、欧州において取締役会や委員会の独立性に疑義があることなどを理由とする「取締役の選解任」議案の反対比率が増加したことや、中国において組織再編や定款変更に関する提案で、提案内容の詳細開示が不十分であることを理由に、「組織再編関連」の議案や「定款に関する議案」の反対比率が増加したことによるものです。
- ・退任役員の退職慰労金の支給や買収防衛策の導入・更新・廃止については、反対比率が前年と比較して大きく変化しておりますが、件数自体が少ないとから、個別企業の要因が大きく反映されました。
- ・株主提案議案合計の反対比率は29.4%（前年比+9.6%）と、前年実績と比較して上昇しました。ダイバーシティや気候変動に関する株主提案が増加傾向にあるなか、企業による開示・取組みが着実に進展した一方、本来経営の裁量に委ねるべき事項まで株主提案として上程されることが増えたため、反対する議案が増加しました。

「責任ある機関投資家」の諸原則 日本版スチュワードシップ・コード への対応と自己評価

日本版スチュワードシップ・コード(以下、本コード)は、機関投資家が、建設的な「目的を持った対話」などを通じて、投資先の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的として、金融庁により策定されたものです。

三菱UFJ信託銀行 受託財産部門は、責任ある機関投資家として本コードの趣旨に賛同し、2014年3月に受け入れを表明、同年8月に対応方針を公表しました。

日本版スチュワードシップ・コードの原則7には、「投資家は当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべき」と及び「各項目(指針を含む)の実施状況を定期的に自己評価し、

自己評価の結果を投資先企業との対話で含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表すべき」とあります。

環境変化により年々投資家に求められる行動が変化していく中、当社では継続的にスチュワードシップ活動の高度化に取り組んでおり、その具体的な実施及び自己評価を展示しています。

当社の対応方針と、2021年7月～2022年6月の取組み内容及び自己評価は以下の通りです。

※ 資産を特定した記載事項以外は日本の上場株式を対象とした内容
※ 下線は新たに取組みや変更点

基本方針(原則1)

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

対応方針

私たちは、スチュワードシップ責任を果たすための「基本方針」に基づいて独自の「体制」を構築し、スチュワードシップ活動を実施しています。

取組み

・Net Zero Asset Managersイニシアティブへの参画

自己評価

本年度もスチュワードシップ・コードの受け入れ方針に基づき活動しました。サステナビリティの観点では、当社は責任投資ポリシーに基づき、企業価値向上及び中長期的投資リターンの拡大に向けて取組みを進めています。責任投資の取組みを推進する「起点」と位置付けている「重大なESG課題」については、本年度も見直しを実施した結果、昨年度同様に「ガバナンス体制」「情報開示」「気候変動」「健康と安全」「人権・ダイバーシティ」の5つを選定しています。「気候変動」に関しては、2021年11月に、Net Zero Asset Managersイニシアティブへ参画し、投資先をはじめとした幅広いステークホルダーとの協業を今まで以上に強化すると共に、気候変動問題に関するリスクと機会を適切に捉え、エンゲージメントや懇談権行使等、投資家として取りえるアプローチを最大限活用して、脱炭素社会への円滑な移行に貢献し、受託者責任を全うする方針です。

利益相反管理(原則2)

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

対応方針

私たちは、受託者責任の観点から、顧客・受益者の利益のために忠実に職務を遂行し、生じうる利益相反を特定した上で、それらを回避するための各種施策を導入しています。

取組み

・社内運用監理部署によるモニタリングと、「スチュワードシップ委員会」による検証(年4回)を実施
・利益相反管理制度の適切な運営を継続 ①人事評議制度 ②影響力・情報遮断の実施

自己評価

接触制限部署(MUFGグループ内の法人向け営業部署等)と資産運用部間に於いて、利益相反の観点から疑わしい情報共有は検出されませんでした。第三者委員会であるスチュワードシップ委員会からは、当該期間中のスチュワードシップ活動について利益相反の観点から問題ない旨の評価を得ており、ガバナンス・利益相反管理の強化策は、適切に行われていると評価しています。

企業との対話

(原則3)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

対応方針

私たちは、スチュワードシップ責任を果たすために、財務情報のみならず、非財務情報を含めて、継続的に個々の企業の状況把握に取り組んでいます。

取組み

・投資先企業を熟知しているアーリスト・ファンドマネージャーと、全投資先企業を網羅的に把握しているESG推進室が各自の専門性を発揮しながら、相互に連携して、課題解決に向けた対話を実施
・「重大なESG課題」に沿った対話の実施
・ESGデータベースの改善
・ESGと株価の分析の進化・対話の効果に繋ぐ検証を実施

自己評価

2020年に「重大なESG課題」の選定プロセスの高度化を実施し、2021年は「人権・ダイバーシティ」を追加したことを受け、本テーマに関する対話を開始したほか、「IAST APAC」や「30% Club」といった同テーマのイニシアティブの活動にも積極的に参加しました。企業のESGの状況を把握するツールである当社ESGデータベースについては、昨年度実施したMTECの研究結果(「ESGと株価・企業価値の関係」)及び本年度における同研究結果の現場においてESG評価によるESGイベントの先見性が確認されたことを受けて、ESGイベント発生確率と関係のある指標やニュース情報を当社データベースに加える改善を実施しました。また、当社の継続的な対話の有効性などを確認するなど、対話の効果に関する検証を行いました。クリケットについても、課題を有する先に対し、改善や取組みの進捗を働きかける対話を継続的に実施しました。ESG推進室や株式担当とも連携することにより、企業の状況の正確な把握に努めるとともに、事業戦略だけでなく財務戦略の観点からも改善に向け取組みました。以上より、当社方針に沿った取組みを実施したと評価しています。

I. 三菱UFJ信託銀行

議決権行使(原則5)

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、
議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、
投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。



私たちは、独自に定めた議決権行使基準に則り、企業との対話の結果等も活用して、自らの責任と判断のもとに、
議決権を行使します。行使結果については、集計結果に加え、個別企業及び議案ごとに行使結果及び賛否の理由
を示します。



- ・議決権行使基準の改定
- ・賛否理由について全て開示
- ・外国株式について、議決権行使の概況及び代表事例について開示



当社は個別議案の判断にあたり、自らの責任と判断のもと、行使しています。(ただし、当社の親会社等株式については外部の第三者(Institutional Shareholder Services社)のガイドラインに基づく行使判断の助言に従い議決権行使を行っています。)議決権行使基準については、企業価値向上に資するものとなるよう、定期的に、少なくとも年1回は見直しを実施することとしており、本年度も改定を実施しました。

議決権行使においては、議決権行使基準をもって形式的に判断するのではなく、対話の内容や投資先企業の個別事情を踏まえて、適切に判断するという方針のもと、議決権行使を行いました。なお、当社では、議決権行使会議にて、議決権行使の基本方針、個別議案の行使方針等を審議し、必要に応じて社外の第三者も出席の上、担当役員が最終決定しています。また、議決権行使等に係る各方針やルールの適正性や、各方針及びルールに基づいた議決権行使等に係る各取組み状況について、構成員の過半を社外第三者とするスチュワードシップ委員会にて検証しており、適切に行われているとの評価を得ています。議決権行使に関して、その賛否理由については、全て開示しています。外国株式については、国ごとに法令、商慣習、コーポレートガバナンスの成熟度が異なり、各國特有の議案が散見されることから、グローバルベースでの一律開示は困難ですが、外国株式議決権行使の集計結果を開示しています。更に、本年度は、議決権行使の概況として議案判断の特徴を紹介するとともに、代表事例について開示を進めました。以上より、議決権行使と結果の開示は適切に行われていると評価しています。

顧客・受益者への報告(原則6)

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。



私たちは、議決権行使を含むスチュワードシップ責任について、Webサイトでの開示等を通じて、定期的に報告を実施します。



- ・賛否理由を記載した個別開示の継続
- ・責任投資報告書の作成
- ・議決権やESGに関するセミナー等の開催



顧客・受益者への報告は適時・適切に行われおり、特段問題ないと評価しています。広く当社の活動を理解していただくために、「スチュワードシップ活動報告書2022」を発行しました。またスチュワードシップ活動報告書の内容を含み、更に広く責任投資の活動を記載した「責任投資報告書2022」も発行します。今後も顧客・受益者の理解を深めて頂くために、報告内容の改善を行います。

対話の実力向上(原則7)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。



私たちは、スチュワードシップ活動を適切に行うために、様々な取組みを実施するとともに、各々担当者においても日々研鑽を積み、能力向上に専念することで、実力を高める事に努めます。



- ・エンゲージメント会議における好事例の共有
- ・協働対話フォーラム・イニシアチブの参加
- ・MUFG ファースト・センティア サステナブル投資研究所によるレポート発信



エンゲージメント会議を通じて対話の好事例の検証及び組織的共有の取組みを継続しています。当社では、株式だけでなく、クレジットの担当者も本エンゲージメント会議に参加しており、対話の高度化の取組みを進めています。また、協働エンゲージメントや各種イニシアチブにも積極的に参画しています。2021年5月には当社とFSI(First Sentier Investors)は協働で中立的かつ実践的なサステナブル投資のリサーチ情報を提供する「MUFG ファースト・センティア サステナブル投資研究所」を開設し、活動を開始しました。

2022年6月現在、本研究所からは、3本のリサーチレポートを発表しました。例えば、欧州で急速に関心が高まっている、「マイクロファイバー汚染」に関するレポートは、その調査・分析結果などを実際の国内外の企業との協働エンゲージメントで活用し、当社はFSIと共に、海外の運用機関も巻き込みながら、世界の環境・社会問題を解決に導く協働エンゲージメントなどにも取り組んでいます。引き続き、企業価値向上と社会課題解決に向け、一層、実力を高めることに取り組んでまいります。

機関投資家向けサービス提供者について(原則8)

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。



機関投資家向けサービス提供者に関するものであるため、機関投資家である当社は対象外。

I. 三菱UFJ信託銀行

ESGイニシアチブへの対応

三菱UFJ信託銀行は2つの目的のために、ESGイニシアチブに参画しています。

第一に「グローバルなESG動向の情報収集や知見蓄積」。
多様な関係者と協することで、より幅広く責任投資に関する知見を向上させます。

第二に「重大なESG課題」の解決に向けた貢献、支援」。

当社が掲げる「重大なESG課題」の解決のためには、投資活動を通じて働きかけるだけでなく、新たな業界の指針の構築に積極的に参画していくことも、有効な手段であると考えています。



UN Global Compact 国連グローバル・コンパクト

1990年の世界経済フォーラムでコフィー・アナン元国連事務局長が提唱した自主行動原칙。世界中の団体に対して、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の活動を促進。 2008年9月加盟

MUTB's Action 2021-2022
国連グローバル・コンパクトの10原則特区「重大なESG課題」レビュー時の参考情報として活用

Environment



Climate Action 100+

世界のアセットオーナーと運用機関が行う協働エンゲージメント。温室効果ガス排出量の多い企業に気候変動適応情報開示とガバナンスの対応を求め、同時に削減を効果的に推進することを目指す。 2018年6月加盟

MUTB's Action 2021-2022

アセットオーナーやアセットマネージャーと連携し、リードインベスターとして、協働エンジメントを推進



Carbon Disclosure Project (CDP)

機関投資家が連携し、企業に対して気候変動への対応や温室効果ガスの排出量等に関する公表を求めるプロジェクト。現在の活動領域は「気候変動」「森林」「水」。 2018年9月加盟

MUTB's Action 2021-2022

当社独自ESGスコア算出にCDPデータ活用。CDP監視組合（「森林」「水」）で知見収集



Task Force on Climate-related Financial Disclosures 気候関連財務情報開示タスクフォース

2016年に金融安定理事会（FSB）が、気候関連の情報開示と金融機関の対応を検討するために設立。

2019年5月加盟

MUTB's Action 2021-2022
アセットマネージャーとしてTCFD提言を踏まえ、ポートフォリオの情報を開示

ESG



Principles for Responsible Investment 責任投資原則

2006年4月にコフィー・アナン元国連事務局長が提唱して制定されたイニシアチブ。機関投資家の意思決定プロセスに受託者責任の範囲内でESG課題を組み込むことを目指す。 2008年5月加盟

MUTB's Action 2021-2022

PRIジャパン・アドバイザリー・コミッティ・メンバーとして参画、PRIウェビナー等に登壇



Principles for Financial Action for the 21st Century 21世紀金融行動原則

持続可能な社会形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針。署名機関は、自らの業務内容を踏まえ可能な限り7つの原則に基づいてESGを統合した金融システムへの転換を推進。 2011年11月加盟

MUTB's Action 2021-2022

21世紀金融行動原則「10周年記念事業」クスクフォースメンバーとして参画



UNEP Finance Initiative (UNEP FI) 国連環境計画・金融イニシアチブ

国連環境計画と世界各地の銀行・保険・証券会社等とのパートナーシップ。金融機関、規制当局等と協力し、経済的発展とESGを統合した金融システムへの転換を推進。 2015年6月加盟

MUTB's Action 2021-2022

UNEP FIと「ソーシャルレーダー」等に関する意見交換実施、インパクト評価方法の検討推進

Environment



Asia Investor Group on Climate Change (AIGCC) Micro-fiber Engagement Program

気候変動に際するアジアの投資家団体。アジアのアセットオーナーと金融機関に気候変動と低炭素投資に関するリスクと機会についての認知を創出するためのイニシアチブ。 2019年11月加盟

MUTB's Action 2021-2022

AIGCC幹事会委員会メンバーとして参画

Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD) 自然関連財務情報開示タスクフォース

企業や金融機関などの市場参加者が自然開発のリスクと機会を適切に評価、管理、開示するための枠組みを構築するイニシアチブ。2021年6月に設立。 2021年9月加盟

MUTB's Action 2021-2022
TNFD Forumに参加。TNFDコンサルテーショングループ・ジャパン（TNFD日本協議会）に参加

ESG



Japan Sustainable Investment Forum (JSIF) 日本サステナブル投資フォーラム

日本でサステナブル投資を普及・発展させることを目指すNPO。サステナブル投資に関する情報提供や提携、教育啓発活動を行う。 2021年4月加盟

MUTB's Action 2021-2022
パブリック・ステュワードシップ分科会、人権分科会に参画



International Sustainability Standards Board (ISSB) 国際サステナビリティ基準審議会

サステナビリティに関する国際的な表示基準を開拓するIFRS財团傘下の団体。2021年11月に設立。

2021年10月加盟

MUTB's Action 2021-2022
IFRS Sustainability AllianceとISSB Investor Advisory Groupに参画



FAIRR Initiative

持続可能なフードシステムの構築を目指して、畜産業や水産業などのたんぱく質サプライチェーンにおけるESGリスクと農食への影響向上に取り組むイニシアチブ。 2022年4月加盟

MUTB's Action 2021-2022
FAIRRのESG評価・分析ツールを利用

Environment



Net Zero Asset Managers initiative (NZAM) Social

2050年までに投資先の温室効果ガス排出量のネットゼロを目指す資産運用会社によるイニシアチブ。2020年12月設立。 2021年11月加盟

MUTB's Action 2021-2022
2022年10月末までに中間目標公表予定



30% Club Japan Investor Group 30% Club Japan インベスター・グループ

30% Clubは英国で創設された世界的キャンペーン。投資家グループは企業とのエンゲージメント等により、ダイバーシティの重要性を共有するとともに、役員に占める女性割合の向上を目指す。 2019年11月加盟

MUTB's Action 2021-2022
投資家グループボードメンバーとして参画。ペスカフライツ・サブループ（情報開示プロジェクト）主導



Investors Against Slavery & Trafficking Asia-Pacific (IAST APAC)

現代奴隸の問題に取り組む機関投資家のイニシアチブ。アジア・パシフィック地域の企業に対するエンゲージメントを通じて、現代奴隸や人身取引の根絶を目指す。 2021年9月加盟

MUTB's Action 2021-2022
リードインベスターとして、エンゲージメント活動に取り組む

I. 三菱UFJ信託銀行

Social

ShareAction»

Healthy Markets initiative (ShareAction)

ShareAction主導の協働エンゲージメント・イニシアティブ。大手食品・飲料メーカーや小売業者に対するエンゲージメントを通じて、英國の児童肥満問題の解決を目指す。
2014年4月加盟

MUTB's Action 2021-2022
他の機関投資家等と連携してエンゲージメント活動に取り組む



Access to Nutrition Initiative (ATNI)

栄養課題の解決に取り組むイニシアティブ。世界大手食品・飲料メーカーによる栄養課題の解決に向けた取組みを評価、評価対象企業に対する協働エンゲージメントも推進。
2021年9月加盟

MUTB's Action 2021-2022

「米業、食事、健康新たんす投資家宣言」及び「N4G 投資家宣言」に署名、協働エンゲージメントに参加



Access to Medicine Index

世界大手製薬会社の医薬品アクセスに関する取組みを評価及び推進するイニシアティブ。

2022年4月加盟

MUTB's Action 2021-2022

「米業、食事、健康新たんす投資家宣言」及び「N4G 投資家宣言」に署名、医薬品アクセス投資家声明」に署名

【ご留意事項】

- 本資料は、お客さまに対する情報提供のみを目的としたものであり、当社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に掲載している当社の見解等につきましては資料作成時におけるものであり、経済環境の変化、相場の変動、年金制度もしくは税制等の変更等により、予告することなく内容を変更することがございますので、予めご了承ください。
- 本資料に記載されている数値は過去のデータや一定の前提値等に基づく分析及びシミュレーションであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。また、分析手法、モデル及びシミュレーション手法についても必ずしも完全なものではなく前提値に大きく左右される可能性があり、その内容も情報のご提供時から予告することなく変わることの可能性がありますので、ご留意ください。(前提値には当該資料に記載した内容のほか、分析手法、モデル、シミュレーションの内容も含みます。)
- 当社は、いかなる場合がありましても、本資料の提供先ならびに提供先から本資料を受領した第三者に対して、直接的、または間接的なあらゆる損害等について、賠償責任を負うものではありません。また、本資料の提供先ならびに提供先から本資料を受領した第三者の当社に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されていることを前提とします。
- 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、目的を問わらず無断で引用または複製することを禁じております。

Governance

HCEF

Institutional Investors Collective Engagement Forum

機関投資家協働対話フォーラム

適切なスチュワードシップ活動に貢献するよう、複数の機関投資家が行う企業との建設的なエンゲージメントを支援する目的で設立。「機関投資家協働対話プログラム」を支援。
2017年10月加盟



Council of Institutional Investors (CII)

米国機関投資家評議会

効果的なコーポレート・ガバナンス構造・株主権限強化により機関投資家の利益を促進。CalPERS、CalSTRS等、米国のアセットオーナーを中心メンバーとする機関投資家団体（NPO）。
2019年11月加盟

MUTB's Action 2021-2022

当社スチュワードシップ活動で情報開示・取扱



Japan Stewardship Initiative (JSI)

ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ

スチュワードシップ活動の高度化・深化に向けて、実務的な課題について業界横断的に意見交換を行い、効率的な情報伝達支援を目指す。

2019年11月加盟

MUTB's Action 2021-2022

アセットオーナーWGの委員としてアセットオーナーとの意見交換及び情報開示を実施

情報開示



ESG Disclosure Study Group

ESG 情報開示研究会

効果的・効率的な情報開示の枠組みについて、実践例の蓄積を通じ、企業と投資家をはじめとしたステークホルダーの相互理解を深め、企業価値向上への貢献を目指す。
2020年6月加盟

インパクト志向金融宣言

Japan Impact-driven Financing Initiative

インパクト志向金融宣言

インパクトの創出を組織の目的と位置付け、創出されるインパクトの測定・マネジメントを実施し、インパクト志向の投融資を推進、国内市場の発展を目指す。
2019年11月加盟

MUTB's Action 2021-2022

欧米メンバーとして本宣言に署名、運営委員会メンバーとして参画

投資家が重要と考えるESG情報や実際の責任投資の取組みを実施、企業との意見交換などに参画

II. 三井住友信託銀行

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

「責任ある機関投資家」として、
投資リターンの最大化というゴールを目指す。

エンゲージメント

1

当社では、エンゲージメントを「企業にベストプラクティスを求める機会」と位置づけて、中長期的な企業価値向上に資する意見表明を行っています。エンゲージメントにおいては、企業の経営実態や事業状況を適切に把握することが重要です。当社では、ESGの専門家であるスチュワードシップ推進部の担当者と、産業企業分析のプロであるリサーチ運用部のアナリストが協働し、独自の非財務情報評価の仕組みMBIS®*を用いて、ESG視点と事業視点を融合した深みのあるエンゲージメントを行っています。また、グローバルでは東京、ニューヨーク、ロンドンのネットワークを活用し、当社独自の投資先企業へのエンゲージメントの他、各種イニシアチブを通じた活動や投資先企業以外のステークホルダーへのエンゲージメントを展開しています。

議決権行使

2

当社では、議決権行使を「ガバナンスのミニマム・スタンダードを求める機会」と位置づけ、ガバナンスに関する意見表明手段の一つと考えています。当社が議決権行使において重視するポイントは、①株主利益を尊重した質の高いガバナンス、②持続的成長に向けた効率的な株主資本の活用、③企業価値毀損につながる事態が発生した場合の適切な対処、の3点です。これらを判断基準として規定した詳細な議決権行使ガイドラインを公表しています。また、議決権行使に関する企業とのエンゲージメントも積極的に実施しています。

ESG課題への対応

3

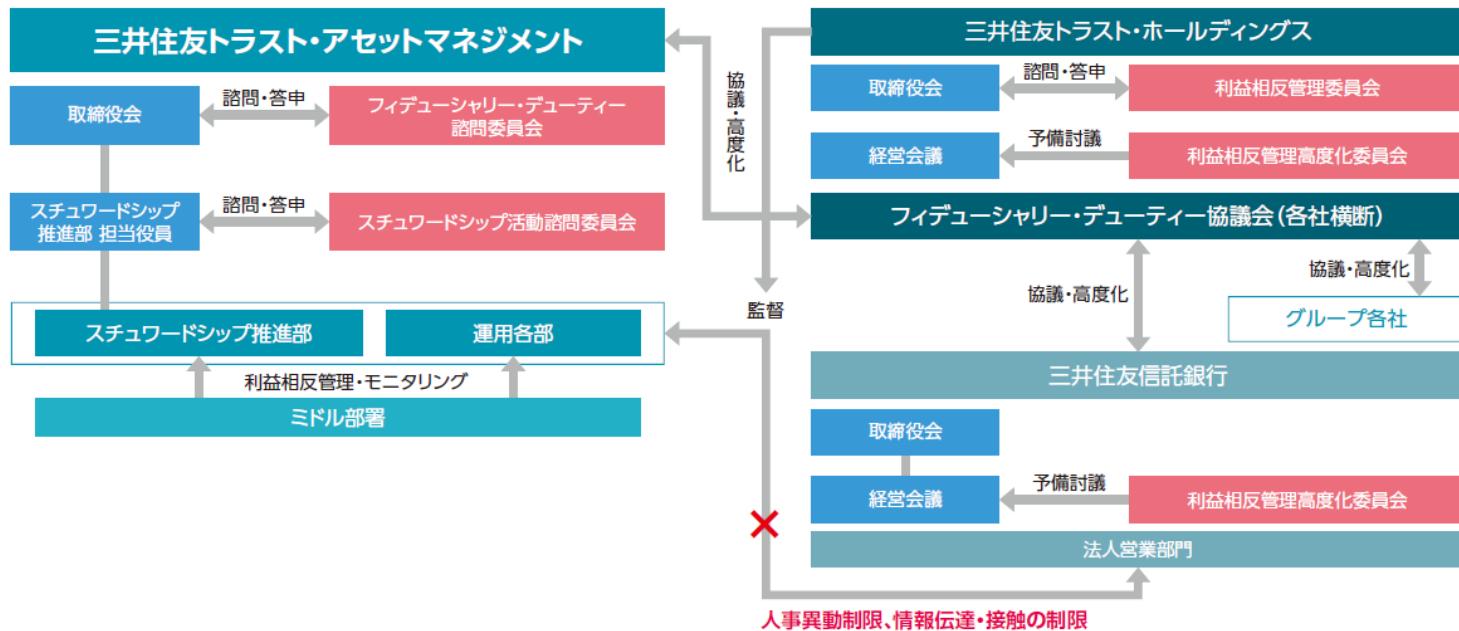
投資先企業の中長期的成長に影響を及ぼしうる「ESG」への対応も重要です。ESGは財務情報に表れない非財務領域の課題であり、時間の経過とともに企業価値に大きなインパクトをもたらす可能性があります。当社は従来からESG課題に積極的に取り組んでおり、投資の意思決定にESGの考慮を求めたPRIには、設立時の2006年5月に署名しました。PRIを起点とするさまざまな国際的イニシアチブにも参画して、グローバルベースで先駆的なESG活動を行ってきました。当社はPRI署名機関として、投資の意思決定に際してESGを考慮することにより、アップサイドポテンシャルの追求とダウンサイドリスクの抑制に努め、お客さまの中長期的な投資リターンの最大化を目指しています。

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

利益相反管理

三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を制定・公表しています。当社は、本方針に基づき、お客さま本位の商品・サービスの提供に向けた取り組みを進めています。スチュワードシップ活動の推進とともに、同活動に関する利益相反の適切な管理がフィデューシャリー・デューティーの実践・徹底につながると考え、利益相反管理体制を整えています。

●利益相反管理体制について



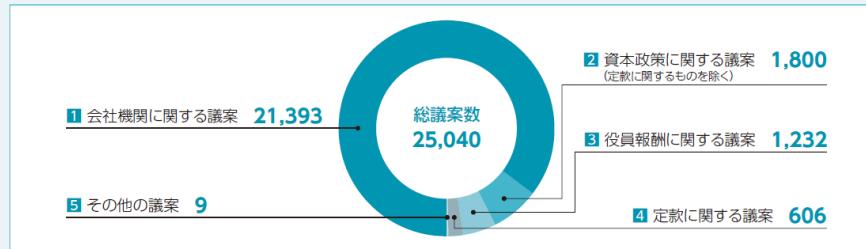
スチュワードシップ活動に関して生じ得る利益相反については、顧客（受益者）の利益を第一とする観点から、社内規程である利益相反管理規程、投資運用業務規則及びその他関連規程に沿って厳格な管理を行っています。また、これら利益相反管理規程に定める方針の概要等について公表しております。

<https://www.smtam.jp/company/policy/coi/>

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

国内議決権行使状況

会社提案議案 2020年7月～2021年6月	賛否の状況(会社提案議案全体)			
	賛成	反対	棄権／白紙	反対比率
	20,321	4,719	0	18.8%



会社提案議案に対する行使状況詳細

1 会社機関に関する議案	21,393	2 資本政策に関する議案	1,800	3 役員報酬に関する議案	1,232
取締役の選解任	19,384	剩余金の処分	1,579	役員報酬※3	1,079
賛成 15,359	反対 4,025	賛成 1,558	反対 21	賛成 897	反対 182
監査役の選解任	1,908	組織再編連携※1	66	退任役員の退職慰労金の支給	153
賛成 1,669	反対 239	賛成 66	反対 0	賛成 0	反対 153
会計監査人の選解任	101	買収防衛策の導入・更新・廃止	63		
賛成 101	反対 0	賛成 3	反対 60		
その他資本政策に関する議案※2	92				
賛成 91	反対 1				
4 定款に関する議案	606				
賛成 572	反対 34				
5 その他の議案	9				
賛成 5	反対 4				

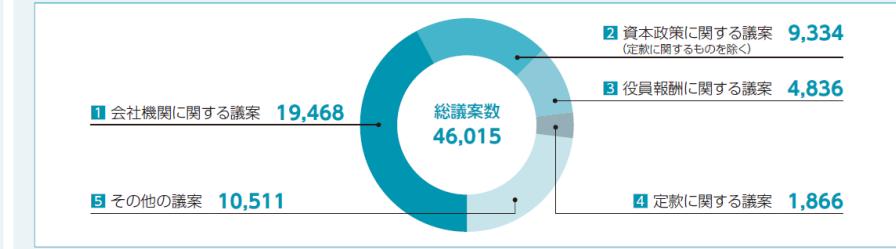
株主提案議案	賛成	反対	棄権／白紙	反対比率
	10	203	0	95.3%

議決権行使結果と反対比率の変化要因
会社提案議案に対する投票率の前年同期との比較については、投資先企業において社外取締役の増員が行われるなどコーポレートガバナンス体制の強化に向けた取り組みが進んだことなどから、反対率は低下しました。

貸株取引については、貸出限度を設けて議決権確保に留意することとしています。また、貸出限度外の株式において確保した議決権については、当社の議決権行使の考え方則った行使を行なう運営としています。
日々のプロセスにおいて、当社ファンドマネージャーが貸出株数等、ポジションを確認しています。

海外議決権行使状況

会社提案議案 2020年7月～2021年6月	賛否の状況(会社提案議案全体)			
	賛成	反対	棄権／白紙	反対比率
	40,638	5,377	0	11.7%



会社提案議案に対する行使状況詳細

1 会社機関に関する議案	19,468	2 資本政策に関する議案 (定款に関するものを除く)	9,334	3 役員報酬に関する議案	4,836
取締役の選解任	15,871	株主資本	5,114	役員報酬	3,785
賛成 13,789	反対 2,082	賛成 4,459	反対 655	賛成 3,282	反対 503
監査役の選解任	944	利益処分・損失処理案	1,718	ストックオプション	1,037
賛成 786	反対 158	賛成 1,712	反対 6	賛成 518	反対 519
取締役会(上限人數等)	344	自己株式取得枠の設定	963	退職慰労金贈呈	14
賛成 326	反対 18	賛成 927	反対 36	賛成 11	反対 3
会計監査人の選解任	2,309	合併・分割・持株会社化・営業譲渡等	1,343		
賛成 2,277	反対 32	賛成 1,154	反対 189		
買収防衛策	196	賛成 179	反対 17		
4 定款に関する議案	1,866	5 その他の議案	10,511		
賛成 1,627	反対 239	賛成 9,591	反対 920		

株主提案議案	賛成	反対	棄権／白紙	反対比率
	1,416	378	0	21.1%

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

スチュワードシップ・コードへの対応状況

	取り組み	自己評価
原則1 方針の策定・公表	2020年3月24日に公表された「責任ある機関投資家」の諸原則『日本版スチュワードシップ・コード』改訂を踏まえ、再賛同しました。三井住友トラスト・アセットマネジメントとしての「日本版スチュワードシップ・コードの原則への対応方針」を策定・公表しています。	・現時点での対応は適切と考えていますが、今後も必要があると判断した場合には、適宜見直しを行っていきます。
原則2 利益相反管理	<ul style="list-style-type: none">・三井住友トラスト・グループ内の運用会社として必要な利益相反管理態勢を整えています。・第三者委員会であるスチュワードシップ活動諮問委員会の審議内容について概要を都度公表しました。	・現時点での対応は適切と考えていますが、環境変化等に応じて今後も適宜見直しを検討します。
原則3 的確な把握	<ul style="list-style-type: none">・当社のESGマテリアリティに基づくESG12テーマごとにエンゲージメント対象企業を選定するトップダウン・アプローチ活動を推進しました。・経営課題の重要性や時価総額等を踏まえて対象企業を選定するマーケット・キャップ・アプローチ活動、議決権行使で反対票を投じた企業や不祥事企業を対象とするリスク・アプローチ活動にも引き続き注力しました。	<ul style="list-style-type: none">・トップダウン・アプローチではESG課題解決に向けたステージ管理を実施しますが、昨年対比で前進していることを確認しました。・2014年から活動を開始して以来、2021年6月までに東証一部の時価総額において累積9割超の企業に対してエンゲージメントを実施しました。エンゲージメント実施先企業数は累積800社超となり、当社意見表明内容に則したコーポレート・アクションも増加傾向にあります。
原則4 企業との対話	<ul style="list-style-type: none">・機関投資家協働対話フォーラム (IICEF)への参加投資家の一員として国内での協働エンゲージメント活動を推進しました。	・IICEFでは親子上場問題アジェンダのリード・マネージャーとして、8社との間で協働対話を実施しました。

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

スチュワードシップ・コードへの対応状況

原則5 議決権行使	<ul style="list-style-type: none">・議決権行使結果の全保有銘柄・全議案の個別開示を行いました(2020年10月、2021年1月・4月・7月)。・当社議決権行使ガイドラインに照らして説明を要する判断を行った議案については、議案ごとの賛否の理由を開示しました。賛否理由の詳細をスチュワードシップ・レポートで開示しました。・議決権行使ガイドラインの改定、公表を行いました(2021年1月)。・現時点での対応は適切と考えていますが、今後も議決権行使の透明性維持、高度化を図ります。・コーポレートガバナンスの高度化、環境課題や社会課題解決を通じた投資先企業の価値増大を目指し、そのためのミニマム・スタンダードとしての議決権行使ガイドラインの改定について、今後とも適時・適切に行ってまいります。・2021年3月に実施されたコーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、議決権行使ガイドラインの改定を検討します。
原則6 顧客・受益者への報告	<ul style="list-style-type: none">・アセットオーナーに対して当社のスチュワードシップ活動に関する説明を定期、不定期に行っています。・2020年11月、2020/2021年版スチュワードシップ・レポートを発行しました。・アセットオーナーに対する直接のご報告、セミナー開催、スチュワードシップ・レポート発行、ウェブサイトの開示内容充実など、現時点では適切に対応できていると考えています。・今後も適時・適切な報告を行うと同時に、活動報告の内容の改善・充実を図ります。
原則7 実力の高度化	<ul style="list-style-type: none">・Investor Action on AMR、TNFD、Net Zero Asset Managers Initiativeの各イニシアチブに参画しました*。・2020年7月1日に米国現地法人(Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Americas, Inc.)の業務を開始し、米州におけるエンゲージメント活動を強化しました。・ESG課題解決を目指すグローバルイニシアチブでの活動において成果を追求するとともに、活動を通じたスキルの積み上げによって、当社のスチュワードシップ活動の実力の高度化を実現します。・東京・ロンドンにニューヨークを加えた三極体制の構築により、グローバルに網羅的なエンゲージメントが可能となり、海外企業に対するエンゲージメント件数は大幅に増加しました。

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

各種イニシアチブとの協業 (2021年7月末現在)

グローバルイニシアチブ

国連・気候関連

PRI
環境投資家に対し投資の影響状況に際してESGの考慮である責任原則
PRIはネットワーク・アドバイザリーコミッティを務め、政府等に対するESGエンゲージメントを推進した。HDIと連携して実現した「世界経済人会議(WKCS)」によるサステナビリティ情報の表示強化に関する活動ダブル・スクープへ参画
● 2005年5月に署名

Climate Action 100+
TCFD規範に適応する方針提出の多い企業に
情報開示を求める倡議エンジニアメント団体
グローバル・スマート・アクション・コムミッティ（運営委員会）にアジア代表として参画する他、アジア企業に対する
金融エンジニアメントでリード・マネージャーを担当
● 2017年12月に署名（アジア・太平洋地域を担当）

国連GC
人権、労働、環境、廃棄物的止継続的行動原則で、
著名企業等との連携により取組みが必要
人権、労働、環境、廃棄物的止継続的行動原則を当社が定めたESGマテリアリティに沿い、エンジニアメントを実施
● 三井住友トラストグループは2005年7月に日本の銀行として初めて署名

CDP
気候変動などの環境問題に取り組む
国連NGO（カーボン・プライマー・プロジェクト）が運営
協議エンジニアメントプログラムへの参加を通じ、企業に対してSBT
(Science Based Target)への参画を促すレポート等を実施
● 2014年4月に署名

特定テーマ関連

FAIRR
主に木産・畜産農業に取り組むエンジニアメント団体
コロナ禍を通じて注目を集めた効率性・透明性に対する協議エンジニアメント団体として、農業セクターの適正化・コスト削減等を求める活動にも参加
● 2018年10月に署名

SPOTT
ロード・セーフティ（RSJ）による設立されたイニシアチブ、
船舶運送会社セモディ・商品を支障する団体
SPOTTはTAG（Technical Advisory Group）メンバーとして、
2020年春アセスメント開拓事務の改定に寄与
● 2020年2月に署名

30%コアリション 30%Club
企業の取締役会のダイバーシティを高めるよう活動する
投資家ネットワーク
ジャパン・ダイバーシティに準じた結果を日本でのエンジニアメントに適用。足下、飲食ではジャパンから人材への活動が強化
● 2017年4月に署名

Investor Action on AMR
耐久財機器に特化する企業・製造サプライチェーン企業に対する
協議エンジニアメント団体
2020年11月に本邦機器投資家として唯一参画した後、国内外での
移行会合を通じて継続的に耐久財機器の持続可能性を推進
● 2020年11月に署名

TNFD
当該資本情報開示に関するエンジニアメント、提言を行う
ワーキング・グループ
2021年6月の見直しから本公式ワーキンググループに参画し正式
ローンチに向けたプロジェクトを推進
● 2020年9月に署名

投資家団体関連

Ceres
地球温暖化などの環境問題に関する企業の取り組みを提携するNGO
2021年5月に土建用・気候変動問題ワーキンググループに参画、高
利回りと開拓の深い企業へのエンジニアメントを強化
● 2017年4月に署名

AIGCC
協議活動に特化するアジアの投資家団体
2021年3月韓国のAsian Utilities Engagement Programにおいて、協議エンジニアメントのリード・マネージャーを担当
● 2017年12月に署名

ICGN
秀れたコーポレートガバナンスの実現を進行するための支撑・助言を行つ投資家団体
2021年9月に日本代表としてBoard of Governorsに就任。コーポレートガバナンスの最適化に
向けて、各國政府・当局、取引部署等に対する働きかけを強化
● 2017年9月に署名

Investor Agenda
気候変動に關する行動的取組を実現する投資家イニシアチブ
2021年6月にESG開示規則に關する政府へのグローバル投資家ステー
メントに賛同表明
● 2019年6月に署名

Net Zero Asset Managers Initiative
運用資産の適正化・コスト削減を2050年までにネットゼロを目指す、
グローバルの資産運用会社によるイニシアチブ
2021年7月に参画。2050年内にかけて保有資産からの温室効果ガス排出量ネットゼロを目指すことを表明
● 2021年7月に署名

国内イニシアチブ

気候関連

TCFD Consortium
TCFDの枠組みによる気候・財務指標を推進する
官・連携の署名団体
ラウンドテーブルに参加し、企業と気候変動対策に関する取引
規範についての意見交換を実施
● 2019年5月に署名

特定テーマ関連

ESG情報開示研究会
上場企業に対する投資家が協議して
ESG開示規則に関する研究開発を行う一般社団法人
当社が賛同する上場企業・大手監査法人・機関投資
家が協議してESG開示規則の取り扱いに関する研究活動を推進
● 2020年6月に署名

30%Club Japan
インベスター・グループ
日本企業の取締役会のダイバーシティを高めるよう
活動する投資家ネットワーク
当社が賛同する企業のチャーチを務める、ニューアル・ボートの作成や効率化を通じてジャパン・ダイバーシ
ティに関する活動活動を実施
● 2019年5月に署名

投資家団体関連

機関投資家協働対話フォーラム
機関投資家が協働で行なう企業との
エンジニアメントを支援することを目的とする一般社団法人
国内機関投資家2社により、新・上場監査等の6つのアジェン
ダに沿った協議エンジニアメントを推進
● 2017年10月に署名

日本サステナブル投資
フォーラム(JSIF)
日本におけるサステナブル投資の
健全な発展を促進することを目的とするNPO法人
当社が賛同する日本サステナブル投資会議への賛
同、西日本主催による大学でのサステナブルファイナンス講座
への賛同表明などを行なう
● 2005年3月に署名

JSI
ジャパン・スチュワードシップ・イニシアチブ
アセントナーー主導開発の業界荷物地の選用・改訂、などに
関連するプロジェクトに賛同する意思と共有化を行なう団体
加盟として、アセントナーーに対するスチュワードシップ活
動報告についての共通プラットフォームであるスマートフォ
ーマットの賛同に賛成
● 2019年11月に署名

II. 三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

PRI（責任投資原則）への積極的な関与

国連機関が主導して制定されたPRIは、機関投資家の意思決定プロセスにESGを考慮することをうたったものです。発足した2006年4月は100機関が署名し、運用資産総額6.5兆米ドルでしたが、2021年3月時点では署名機関数は3,826、運用資産総額は約121.3兆米ドルまで増加するなど、その位置づけは重要性を増しています。当社は2006年5月に署名し、6つの原則に則った方針を策定し、最新の動向を踏まえた取り組みを行ってきました。

また、PRIはこれらの6原則に関するコミットメントや進捗状況について署名団体の報告に基づいて評価（最高A+、最低E）しています。当社は、右表の通り総じて良好な評価を得ており、2020年まで総合評価では6年連続で「A+」を獲得しています。当社は、今後もPRIへの積極的な関与を続けるとともに、評価の維持・向上にも取り組んでいきます。

2020*	
戦略とガバナンス（総合評価）	A+
上場株式における責任投資への統合状況	A+
上場株式におけるアクティブ・オーナーシップ	A+
エンゲージメント	A+
議決権行使	A+
債券投資（国債等）	A+
債券投資（社債等）	A+

*2021年の評価は今後発表される予定です。

III. りそな銀行

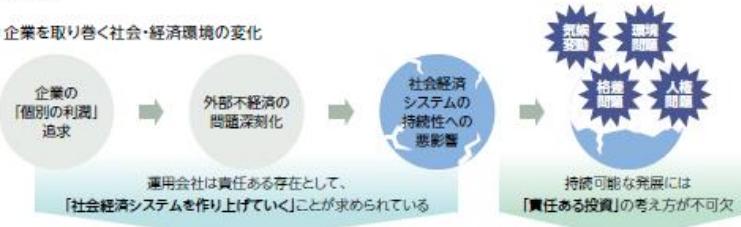
III. りそな銀行（りそなアセットマネジメント）

りそなの責任投資

社会・経済環境の変化と運用会社（りそな）の役割

私たちは2013年よりユニバーサルオーナーシップの概念を取り入れ、責任投資活動を進めています。外部不経済性に注目し、企業にESG課題の解決に向けた対応を促すとともに持続可能な企業価値の向上を支援しています。

■企業を取り巻く社会・経済環境の変化



■りそなの運用会社としての役割

- ①持続可能な社会に対する責任を認識し、社会全体のESG課題の解決に向けたエンゲージメントを実践する
- ②持続投資家としてユニバーサルオーナーシップを支援し、責任ある投資家としての役割を果たす
- 責任投資にかかる基本方針の策定

りそなの責任投資の歴史

外部環境	2003年	2008年	2010年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
	△ 2006年 PRI設立	△ 2010年 PRI Japan 設立	PRI Japan 当初メンバーとして 参画 △ 2011年 21世紀金融行動原則採択	ESG 報告開始 △ 2011年 マニアル策定および説明会の実施 (PRI Japanと協働)	ユニバーサル オーナーシップ 概念の導入 △ 2012年 コーポレートWGで 議長	PRI Japan ネットワーク コーポレートWGで 議長	PRI協働 エンゲージ メントに 参加 △ 2015年 ・持続可能な開発のための 「2030アジェンダ」採択 ・「パリ協定」採抲	21世紀 金融行動原則 運用・監査・投資 銀行業務WGで座長 △ 2016年 ・Climate Action 100+参加 △ 2019年 ・パリ協定長期成長・菅首相 2050年までにカーボン ニュートラル実現を目指す宣言 ・G20・大阪ブルー・国連 オーシャン・ビジョン ・オーシャン・ビジョン △ 2020年 △ 2021年 ・パリ協定 COP26/ 国連気候変動枠組条約 第26回締結国会議	一般社団法人機関投資家 協働対話フォーラム に参画 △ 2017年 21世紀 金融行動原則 運営委員 △ 2018年 ESG金融戦略タスク フォース副座長 「ESG金融大団結」 ために取るべき戦略 提言策定 △ 2019年 ICGN ACGA AIGCC に参加 △ 2020年 △ 2021年 ・ANTへの参加 Finance for Biodiversity Pledgeの賛同表明 △ 2021年 ・パリ協定 COP26/ 国連気候変動枠組条約 第26回締結国会議	Climate Action 100+参加 △ 2019年 ・パリ協定長期成長・菅首相 2050年までにカーボン ニュートラル実現を目指す宣言 ・G20・大阪ブルー・国連 オーシャン・ビジョン ・オーシャン・ビジョン △ 2020年 △ 2021年 ・パリ協定 COP26/ 国連気候変動枠組条約 第26回締結国会議			

責任投資にかかる基本方針

信託財産等の運用にあたっては、投資先企業の財務情報に加え、環境・社会・ガバナンス(ESG: Environment, Social and Corporate Governance)にかかる課題への対応を含む非財務情報についても十分に把握・分析し、中長期的視点から企業の価値向上や持続的成長を促します。これらを通じて信託財産等の価値の増大に努めます。

末踏の経済システム「未来のあるべき経済システム像」

当社の方針（目的） 企業価値の向上と受益者の中長期的なリターンの拡大を図ること

資産運用業務に関する基本方針 Investment Management Policy

責任投資にかかる基本方針 Responsible Investment Policy

掲り所となる原則、国際基準

日本版スチュワードシップ・コード

Signatory of:
PRI Principles for Responsible Investment

大括みな原則（プリンシプル）について、
関係者がその趣旨・精神を共有

具体的行動

- 投資の意思決定プロセスへの
『ESG（環境・社会・ガバナンス）の組込み』
- 建設的な『対話・エンゲージメント』
- 適切な『議決権行使』



国連ビジネスと人権
に関する指導原則
OECD多国協企業行動指針

マテリアリティ（重要課題）の特定

エンゲージメントアジェンダとKPI

III. りそな銀行（りそなアセットマネジメント）

国内株式 議決権行使結果（2020年7月～2021年6月）

2020年7月から2021年6月までに開催された国内株式における株主総会での議決権行使結果（主な議案種類別）については下記をご覧ください。多くの議案は招集通知等の開示内容で判断しますが、企業との対話・エンゲージメントなどを通じて相互の理解を深めたうえで議案の賛否を判断するケースもあります。

会社提案議案への 議決権行使状況について	反対率 11.7%	(前年反対比率) (9.8%)	賛成率合計 22,259議案	反対数 2,597件
株主提案議案への 議決権行使状況について	賛成率 5.7%	(前年賛成比率) (11.4%)	賛成数 193議案	反対数 11件

中長期の株主価値向上に賛するものか、あるいは株主の権利より保護するものか十分に検討し、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面での水準等を当該企業が満たしているかを考慮。

会社機関に関する議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
取締役の選解任	11.7% (9.1%)	17,269議案	取締役会構成の妥当性・適切性、会社の業績や資本効率、社外監査役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。
監査役の選解任	14.8% (13.4%)	1,704議案	社外監査役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。監査役の報酬や社外監査役を減員する際に十分な説明がない場合は代表取締役の選任に反対。
会計監査人の選解任	0.0% (0.0%)	72議案	
役員報酬に関する議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
役員報酬（※1）	13.5% (11.5%)	960議案	取締役会構成の妥当性・適切性、会社の業績や資本効率、社外監査役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。
退任役員の 過剰報酬金の支給	80.6% (47.4%)	124議案	社外取締役、監査役等に対する支給については、過剰報酬金削減止に伴う打ち切り支給も含め、すべて反対。
資本政策に関する議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
剰余金の処分	2.0% (5.9%)	1,423議案	株主還元策、内部留保等の水準の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。
組織再編関連（※2）	0.0% (0.0%)	54議案	
資本規制緩和の導入・廃止・廃止	100.0% (93.5%)	56議案	その目的や内容が株主価値向上に賛するものか十分に検討し、その発動を含めた裏表において少数株主の立場に立って客観的かつ適切な判断を下せる体制または仕組みが担保されていないと判断した場合は反対。
その他資本政策に関する議案（※3）	2.3% (0.0%)	87議案	
定款に関する議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
定款に関する議案	2.0% (2.0%)	507議案	
その他の議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
その他の議案	33.3% (42.9%)	3議案	

（※1）役員報酬改定、ストップオプションの発行、基準超過型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
 （※2）合併、基準超過型報酬、株式交換、株式報酬、会社分割等
 （※3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、複数株式の発行等

外国株式 議決権行使結果（2020年7月～2021年6月）

2020年7月から2021年6月までに開催された外国株式における株主総会での議決権行使結果（主な議案種類別）は下記をご覧ください。

会社提案議案への 議決権行使状況について	反対率 10.0%	(前年反対比率) (8.8%)	賛成率合計 37,217議案	反対数 3,707件
株主提案議案への 議決権行使状況について	賛成率 85.0%	(前年賛成比率) (83.8%)	賛成数 1,781議案	反対数 1,514件

議案数は、書面同意権やProxy Accessが約4割、政治献金・ロビー費用の開示等が約2割、独立した議長の選任が約1割を占めました。
 ・気候変動に関する報告を要する株主提案は23件（賛成比率85.7%）と増加しました（昨年度は11件で賛成比率は72.7%）。
 ・独立した取締役会議長を求める株主提案は3件（賛成比率は64%）となりました。

会社機関に関する議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
取締役の選解任	6.7% (5.9%)	13,384議案	反対率の上昇は、インド、米国の反対比率の上昇による。 反対比率の高かったインドは、取締役会の独立性を満たさなかった企業が多かったため。
監査役の選解任	4.0% (0.6%)	479議案	
会計監査人の選解任	1.0% (0.9%)	2,027議案	
役員報酬に関する議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
役員報酬（※1）	26.4% (23.0%)	3,965議案	米国CEOの報酬が無報・株価と整合していないこと、報酬体系の変更や修正に対する説明が不十分なケースが多く反対。
退任役員の 過剰報酬金の支給	0.0% (0.0%)	1議案	
資本政策に関する議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
剰余金の処分	0.7% (1.3%)	1,377議案	
組織再編関連（※2）	18.4% (18.7%)	2,979議案	
資本規制緩和の導入・廃止・廃止	14.4% (3.9%)	90議案	
その他資本政策に関する議案（※3）	10.2% (11.2%)	5,987議案	
定款に関する議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
定款に関する議案	7.2% (4.6%)	908議案	
その他の議案	反対率(前年反対比率)	賛成率合計	
その他の議案	7.8% (7.3%)	6,020議案	

（※1）役員報酬改定、ストップオプションの発行、基準超過型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
 （※2）合併、基準超過型報酬、株式交換、株式報酬、会社分割等
 （※3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、複数株式の発行等

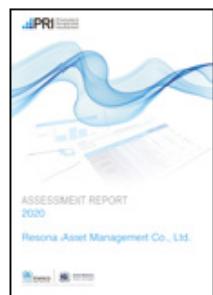
III. りそな銀行（りそなアセットマネジメント）

PRI（責任投資原則）の年次評価

責任投資・スチュワードシップ活動のPDCAサイクルにおいて、年次の「PRI Reporting and Assessment process」を活動評価のKPIとして位置付けています。外部評価を通じ、評価を維持または向上させるには何が必要であるか課題を設定し取り組むことで、責任投資・スチュワードシップ活動の質的向上を図ります。



「Assessment Report」における評価モジュールの評価結果は以下のとおりとなっています。



当社の責任投資への取り組み（組織の責任投資に対する包括的アプローチ）への評価は2015年から最上位のA+を維持しています。

- PRIの年次評価とは、PRIに署名する機関投資家を対象に、PRI事務局が責任投資の実施状況等について評価したもので、評価結果は6段階(A+, A, B, C, D, E)で付与され、A+がグローバルな最高評価となります。
- PRIによるレポートティング・フレームワーク、ツールの大幅な改定に伴い、次回のPRI評価結果開示は2022年になる予定です。

スチュワードシップ活動の自己評価

当社は、「資産運用者としての機関投資家」として、中長期的な観点からお客様の利益の拡大を図る姿勢を明確化するために「責任投資にかかる基本方針」を定め、3つの具体的行動に取り組んでいます。これらの取り組みレベルをさらに高めていくために、定期的に自己評価を実施しています。この自己評価はスチュワードシップ・コードの指針7-4に対応したものです。

自己評価の方法

当社のスチュワードシップ・コードへの取組方針に、「当社の責任投資にかかる方針や取り組みに対して適切な自己評価を行うことが重要であるとの考え方のもと、責任投資会議構成メンバーによる自己評価を基本としつつ、外部評価を組み合わせて的確な課題設定を行う等、実効的な評価体制を構築してまいります。」と明記しています。責任投資会議は、当社の責任投資、スチュワードシップ責任を果たしていくうえでの重要な役割を担っている会議です。

同会議の構成メンバーに対して、スチュワードシップ・コードの各原則・各指針が要求する取り組みに対し十分な取り組みが実施できているのか、スチュワードシップ活動を実施するに十分な組織体制が整備されているのか、活動の実績・評価・改善のPDCAがきちんと回っているかどうか、責任投資のコントロールタワーである責任投資会議の運営は適切かどうかに関して、段階評価と自由記述のアンケートを実施しました。自己評価対象期間は2020年7月から2021年6月までとしました。

2021年9月の責任投資会議で、前年度の課題に対する取組状況とアンケート結果を報告し、課題認識とその対応について協議しました。

自己評価の結果

① スチュワードシップ活動への取組状況

- 明確な取組方針のもとスチュワードシップ活動は適切に実施、外部評価も高い評価を維持しています（次回のPRI評価結果開示は2022年6月になる予定です）。
- 当社のバーパスを新たに制定しました。マテリアリティに関するマテリアリティマッピングを用いて再特定を行いました。また2020年11月にTCFDの趣旨に賛同表明し、TCFD提言に基づく開示を開始しました。ESG債のインパクト評価を行い、インパクト・マネジメントについても開示を行いました。
- 責任投資部と各運用部（株式・債券）との協働（企業との対話での同席・対話内容・課題の共有）をより進め、ESGインテグレーションの深化を進めています。2020年度は協業の一貫としてローカルインパクトファンドの立ち上げを行いました。また各運用部門の連携を深め実効的なエンゲージメントを実施しています。

② 責任投資会議の運営等

- 責任投資会議では、議決権行使基準の見直し、判断の難しい議案の審議、エンゲージメント方針などの協議を行っています。また各運用部のESGインテグレーション取組状況・エンゲージメント実績の報告を行っています。会議の頻度、時間、課題設定などおおむね適切であると評価しています。一方で、責任投資活動の社内浸透や組織的な取り組みについては依然課題であるとのメンバーからの意見もありました。今後もより実効性の高い助言や監督が可能となるよう、また効率的に会議運営ができるよう努めています。

③ 課題

- 当社のスチュワードシップ活動の実効性をより高めていくには、以下のような課題があることを認識・共有し課題解決に向けたアクションプランを検討・実行してきます。
 - りそなアセットマネジメント全体の一貫した、「目的」から「投資哲学」の整備
 - ESGインテグレーションおよびエンゲージメントの効果の開示の改善
 - 積極的な対外的情報発信

IV. みずほ信託銀行

エンゲージメントの方針・考え方

アセットマネジメントOneのエンゲージメントの考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上、持続可能な社会と経済、及びウェルビーイングの実現のため、投資先企業へのエンゲージメントが重要であると考えます。投資先企業へのエンゲージメントにあたっては、3つのフォーカスエリアを含む社会課題の解決を通じた企業価値創造と、リスク面だけではなく「リターン=事業機会の拡大」という観点を重視しています。その基本的な観点はインハウスで運用する資産については共通です。

また、エンゲージメントにあたっては、実効的であること、すなわち企業の事業活動へ実際に変化をもたらすことを重視します。課題に応じて、当該企業のみならず、業界団体や官公庁等の関連したステークホルダーとの対話や、必要に応じて他の投資家と連携することにより、エンゲージメントの実効性を高めます。また、ESG課題についての対話の内容や進捗は、議決権行使に反映することで、実態に即した効果的な企業への働きかけを行います。

実際のエンゲージメントは、株式や債券等の資産、またパッシブやアクティブという戦略、国内または海外という地域によって異なる点もありますので、詳しくは事例をご参照下さい（国内株式パッシブ戦略はP.37、P.38、P.39、国内株式アクティブ戦略はP.40、債券はP.41、海外企業はP.42、P.43ご参照）。

なお、エンゲージメントは、基本的には、株式パッシブ戦略では責任投資グループのESGアナリスト、株式アクティブ戦略では株式運用グループのセクターアナリスト及びファンドマネジャー、債券はクレジットアナリスト及びファンドマネジャーがそれぞれ主体となって行っておりますが、投資先企業が抱える課題に応じて適切に連携して最適なフォーメーションで対応しています。海外企業に対しては、対象国や企業数が多いことから、ロンドン拠点のESGスペシャリストや海外拠点及び日本のアナリスト、ファンドマネジャーが協働しつつ、社外のリソース(EOS at Federated Hermes, P.61ご参照)も用いながら効率的かつ効果的なエンゲージメントを行っております。

投資先企業の皆さまにお願いしたいこと

- ESGは特別なものではないという認識の再確認**
 - ESGは、持続的に企業価値を高めていく取組みそのもの
- 資本市場におけるESGへの関心の高まりを正しく理解**
 - ESG取組みが企業価値に与える影響は増大しており、長期成長力の判断など企業評価にESG要素は不可欠
- 投資家との積極的なエンゲージメント**
 - ESG対応は全社的な取組みが基本であり、社外取締役も含めて多数の参加を期待
 - 社内のESG浸透には、投資家の積極利用が効果的
- 経営陣へのエンゲージメント内容の早期フィードバック**
 - ESGに関する経営陣とステークホルダーの課題共有は、実効的な取組みの推進に不可欠

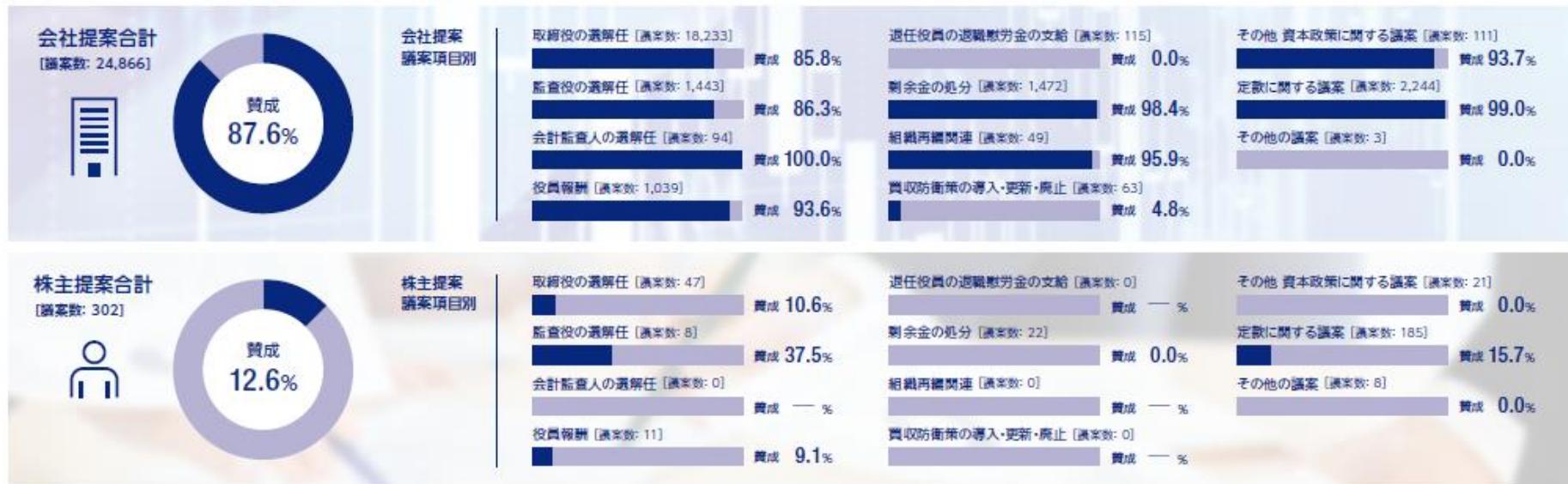


責任投資グループ ESGアナリスト

IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

議決権行使の実際

■ 国内株式 議決権行使結果(2021年7月～2022年6月)



日本の会社法改正に伴い、株主に向けた株主総会資料の提供方法について定めることを目的とした定款変更議案が多く多くの総会に上程されました。また、バーチャルオンライン型株主総会の開催を可能とするための定款変更議案も、多く

見受けられました。これら要因を背景に、例年と比較して定款変更議案の数が多くなっています。また、気候変動関連の対応を会社に求めるため、定款変更議案として上程される株主提案が、徐々に増えていることも特徴として挙げられます。

■ REIT 議決権行使結果(2021年7月～2022年6月)



IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

■ 外国株式 議決権行使結果(2021年7月～2022年6月)



■ 外国株式 地域別 議決権行使結果(2021年7月～2022年6月)

会社提案合計	米州		アジア太平洋		欧州中東アフリカ	
	議案分類	合計	賛成比率	議案分類	合計	賛成比率
取締役選任議案	11,183	90.6%	5,405	83.7%	6,770	85.5%
一般的な議案	2,498	96.8%	5,882	94.8%	4,064	95.9%
資本関連議案	517	54.0%	3,058	90.9%	1,725	93.3%
報酬関連議案	1,621	81.9%	1,234	60.4%	1,725	80.8%
合併・買収に関する議案	220	90.9%	2,818	69.7%	400	94.5%
買収防衛策に関する議案	149	91.9%	10	100.0%	126	92.1%
その他議案	7	100.0%	65	98.5%	92	94.6%
総計	16,195	89.5%	18,472	84.8%	14,902	89.0%

株主提案合計	米州		アジア太平洋		欧州中東アフリカ	
	議案分類	合計	賛成比率	議案分類	合計	賛成比率
取締役選任議案	224	75.4%	648	94.6%	93	58.1%
一般的な議案	54	37.0%	78	71.8%	35	0.0%
資本関連議案	45	57.8%	47	95.7%	7	0.0%
報酬関連議案	22	45.5%	31	61.3%	8	0.0%
合併・買収に関する議案	96	52.1%	21	23.8%	22	36.4%
買収防衛策に関する議案	89	42.7%	0	—	1	0.0%
その他議案	111	64.0%	0	—	8	12.5%
総計	641	59.9%	825	89.5%	174	36.2%

IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

2021年度スチュワードシップ活動に関する自己評価

当社は、毎年度スチュワードシップ・コードの原則・指針ごとに自己評価（振り返り）を実施しています。スチュワードシップに関する活動の内容及び自己評価につきましては、経営政策委員会として設置している「責任投資委員会」において妥当性の確認を実施しております。

2021年度は、「投資の力で未来をはぐくむ」というコーポレート・メッセージのもと、運用会社として取組むべきグローバルの環境・社会のマテリアリティを特定し、脱炭素の取組みであるNet Zero Asset Managers initiativeにおける2030年中間目標を策定する等、企業価値向上と持続的な社会の実現に向けて積極的な取組みを行いました。

スチュワードシップ原則ごとの取組みのポイントは以下の通りです。

原則 1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

運用会社として取組むべき、環境・社会におけるグローバルのマテリアリティを特定。それを踏まえ「サステナビリティレポート2021」でサステナビリティを経営に練りこむための考え方や取組みを公表。また、脱炭素社会実現に向けた取組みにおいては、Net Zero Asset Managers initiativeにおける中間目標として、2030年時点での運用資産（2021年3月末時点）の53%、30兆円をGHGネットゼロとする目標を設定し、公表。

原則 2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

全議案、「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づいて議決権行使を実施。親会社等の議案判断については、独立した第三者である議決権行使助言会社に助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行

使諮問会議に諮問。責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を実施。コンプライアンス担当部署による厳格なモニタリングを実施（利益相反に係る事象の指摘なし）。

原則 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

グローバルのNGOやイニシアチブ、官公庁との対話等を通じて新たなESG課題の把握に努めるとともに、官公庁の研究会やSASBなどでの情報開示基準策定の議論に参加。また、マサチューセッツ工科大学スローン校のESGスコアに関する研究への参画など、グローバルの知見を積極的に取り込み。更に、「日経統合報告書アワード」への参加を含め、財務・非財務を含めたマテリアリティや中長期的な価値創造プロセスの共有のための統合報告書の発行を投資先企業に促進。

原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

新型コロナの影響が長期化する中、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に向けて、当社としての中長期的なESG課題認識を改めて明示。当年度は2050年までのネットゼロを見据えた気候変動対応やDX促進に加えて、社会的関心が高まっている人的資本（人材戦略・人権・ダイバーシティ）や生物多様性について課題認識の共有と取組み強化について対話。パッシブ運用については、非重点企業を含めた幅広い企業と対話し、実効的なガバナンス体制構築やサステナビリティ経営推進に向けたESG課題へのエンゲージメントを一層強化。アクティブ運用については、ESGマクロリサーチチーム、ESG定量分析チームを組成。中長期の視点で分析するトップダウン型のESGリサーチや非財務情報に関する定量データの収集・分析を開始。

原則 5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

議決権行使について意見交換する議決権ミーティング(SRミーティング)を、社外取締役を含む投資先企業の経営陣等と活発に実施。2021年4月以降

の株主総会から適用の議決権行使基準においては、継続的なエンゲージメントにも拘らず投資先企業の取組みに改善がみられない場合の対応について、取締役選任議案の賛否に反映することを議決権行使ガイドラインに明記。また、2022年3月4日に、2022年4月以降の株主総会から適用する議決権行使基準の改定案を公表。当社のマテリアリティ分析で特定された3つのフォーカスエリア（気候変動・生物多様性と環境破壊・人権と健康・ウェルビーイング）について、エンゲージメントの結果を議決権行使に反映していくことを明記。

原則 6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

個人・法人のお客さまをはじめ様々なステークホルダー向けに、サステナビリティを経営に練りこむ姿を社外に積極的に発信するため「サステナビリティレポート2021」を発行するとともに、個人のお客さまが投資商品の内容を正しく理解できるように、法定帳票のみならず、それら以外の媒体も活用して、適切な情報提供や開示を積極的に実施。

原則 7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

外部アドバイザーをメンバーに含む「サステナビリティ諮問会議」を設置し、当社のサステナビリティ・ガバナンスを強化。また、気候変動においてAIGCCやCDPに新規参画したほか、生物多様性についてはWBAベンチマークへの提携、TNFD Forumに参画。また、MITや早稲田大学との共同研究などアカデミックとの連携も推進など、フォーカスエリアに関してイニシアチブ参画やアカデミックとの連携による知見の獲得を強化。

具体的な取組み内容は、自己評価（要約版または詳細版）をご覧ください。

■要約版

http://www.am-one.co.jp/img/company/36/2021_stewardship_summary.pdf

■詳細版

http://www.am-one.co.jp/img/company/36/2021_stewardship_details.pdf

IV. みずほ信託銀行（アセットマネジメントOne）

責任投資ガバナンス

2016年10月の統合当初から責任投資の専門部署を創設し、エンゲージメント活動や議決権行使の体制管理に尽力してまいりました。

経営政策委員会として設置された「責任投資委員会」が議決権行使をはじめとしたスチュワードシップ活動全般を統括するとともに、利益相反の適切な管理を行います。

「責任投資委員会」は、運用本部長を委員長、リスク管理本部長等を委員とし、経営企画・営業部門から独立した資産運用部門において審議を尽くし、責任投資を推進します。監査等委員が「責任投資委員会」に出席するなど、適切な牽制態勢を構築します。

この「責任投資委員会」では、利益相反等の観点で最も重要な議案及び議決権行使ガイドラインの制定・改廃等の審議を行うとともに、スチュワードシップ責任の履行状況の評価・見直しや投資先企業との対話（エンゲージメント）等、スチュワードシップ活動全般に関する事項について審議、報告を行います。

当社は、毎年度スチュワードシップ・コードの原則・指針ごとに自己評価（振り返り）を実施しています。スチュワードシップに関する活動の内容及び自己評価につきましては、「責任投資委員会」において審議し、妥当性の確認を実施し、取締役会へ報告しています。

利益相反の管理体制

議決権行使の目的を達成する上で、親会社等の利益相反のおそれのある対象先の議決権行使については、適切な行使判断及び管理を行う態勢を構築しております。

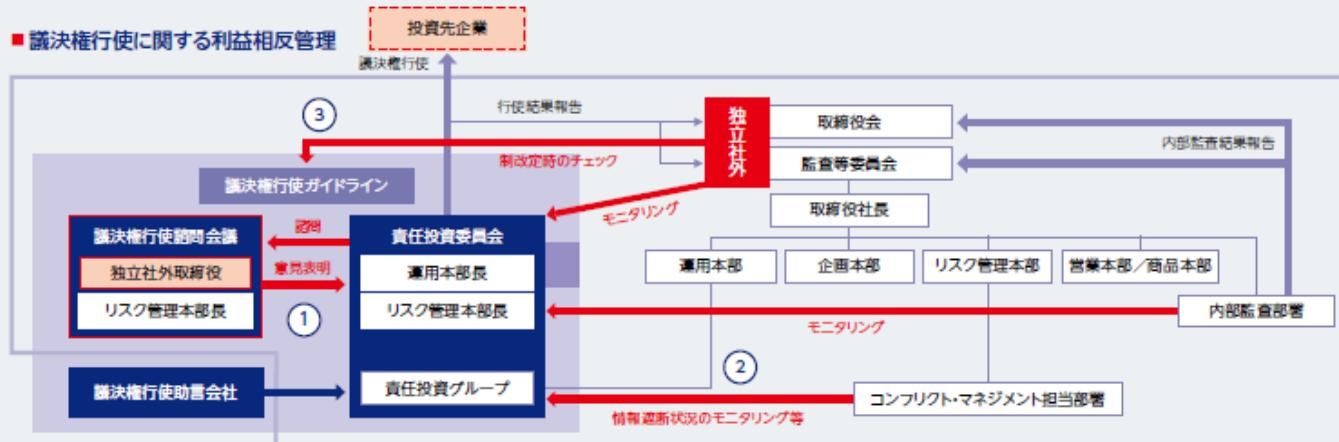
親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社（ISS社）に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める「議決権行使諮問会議」に諮問し、「責任投資委員会」にて審議した上で適切な行使判断を行います。その行使結果については、取締役会及び監査等委員会に報告することによって、モニタリングする態勢を構築しております。

ウェブサイトリンク

<http://www.am-one.co.jp/static/mgntcnflctsnts.html>

議決権行使の事例：P.47ご参照

■ 議決権行使に関する利益相反管理



利益相反の観点から、最も管理を徹底すべき親会社等の議案は、議決権行使助言会社に助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会で審議を行った上で行使

利益相反の懸念に対する最も有効な管理方法として、議決権行使を担当する職員とそれ以外の職員の情報遮断に関する規定を設置し、情報授受状況をモニタリング

議決権行使ガイドラインと議案判断基準を制定し、それらに基づいて行使。ガイドライン及び判断基準の改定にあたっては、責任投資委員会で審議を実施し、監査等委員会に報告

V. 第一生命保險

V. 第一生命保険

- ◆ 当社における責任投資は、中長期・安定的な運用収益を確保しつつ、すべての人々の幸せの前提となる持続可能な社会の実現に向けて、地域や社会の重要課題の解決に資することを目的とします。
- ◆ 責任投資の推進に必要な体制構築を行うとともに、責任投資活動報告や当社HPなどにおける情報開示、生命保険協会や他の団体・企業が主催する会議・勉強会等への参加を通じ、責任投資に関する活動内容や意見発信を積極的に行うことで、責任投資の「普及促進」に努めます。

◆ 責任投資の基本的なスタンス

- ✓ **ESG投融資とスチュワードシップ活動を両輪とした**責任投資を実践するとともに、国内外へのイニシアティブや協働エンゲージメントへの参画等を通じて、その効果を最大化するよう努めます。
- ✓ **すべての資産の運用方針・運用プロセス**において、資産毎・地域毎の特性に応じ**サステナビリティを考慮**するとともに、その手法等について継続的な改善に努めます。
- ✓ 投融資にあたっては、将来にわたる持続可能な社会の実現に向けて、**ポジティブなインパクトの創出**を目指して取組みます。法律や公序良俗に反する事業、非人道的兵器製造事業、気候変動・地域の環境や社会・人権に対し著しい負の影響やリスクがある事業等への投融資は行いません。

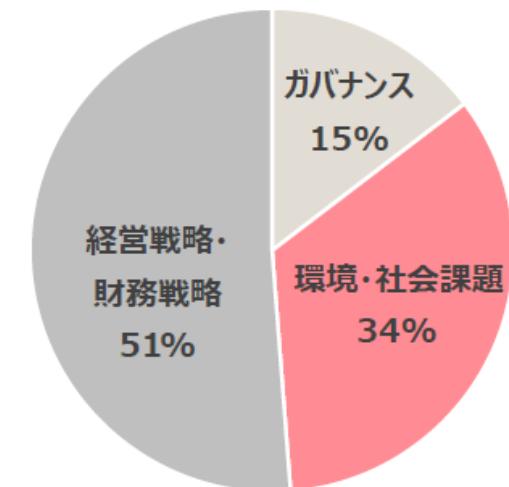
◆ 日本版スチュワードシップ・コードへの取組み

- ✓ 「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に深く賛同し、機関投資家としてのスチュワードシップ責任を果たします。
- ✓ 中長期的な視点から投融資先の企業価値向上を促すため、**経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、ガバナンス及び環境・社会課題等**について、投融資先とエンゲージメントを継続的に実施し、認識を共有のうえ、問題の改善に努めます。
- ✓ スチュワードシップ責任を高いレベルで果たすため、スチュワードシップ活動の継続的な改善に向けて、定期的に自己評価を実施し、その結果を投融資先とのエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表します。

スチュワードシップ活動の2021年度振り返り

(対象期間：2021年7月～2022年6月)

- ◆ エンゲージメント対象先として、当社ポートフォリオにおけるGHG排出上位50社のほか、保有金額や株主順位上位等の重要性を踏まえつつ、重点対話テーマが重要な経営課題となりうる企業や、経営戦略・ガバナンス等の視点で企業を選定し、計202社とエンゲージメントを実施しました。
- ◆ 中長期的な企業価値向上の観点でエンゲージメントを実施し、カーボンニュートラル社会に向けた目標設定・ロードマップ策定・具体的な取組み、経営環境の変化を見据えた収益性向上・経営戦略の策定といった視点で新規に課題を設定しました。



議決権行使結果（2021年7月～2022年6月）

会社提案議案

＜子議案ベース＞

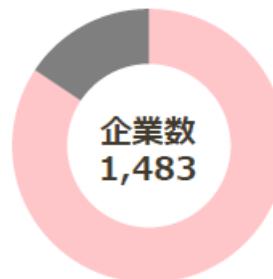
反対比率2.0% (±0.0%)



投資先企業との中長期的なエンゲージメントを重視し、当社反対基準についての考え方の周知に努めていることもあります。会社提案議案に対する反対比率は相対的に低位に留まっています。

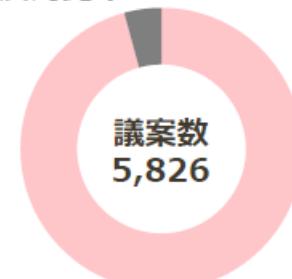
＜企業数ベース＞

反対比率15.6% (△0.5%)



＜親議案ベース＞

反対比率4.2% (△1.3%)



株主提案議案

＜子議案ベース＞

賛成比率 0.0% (△4.1%)



株主提案議案につきましては、中長期的な企業価値向上に資するかどうか、という観点から、提案内容と企業の取組状況を精査した上で賛否を判断しております。

＜企業数ベース＞

賛成比率0.0% (△8.6%)



＜親議案ベース＞

賛成比率0.0% (△3.1%)



(前年比)

V. 第一生命保険

議決権行使結果（2021年7月～2022年6月）

■ 会社機関に関する議案

(前年比)

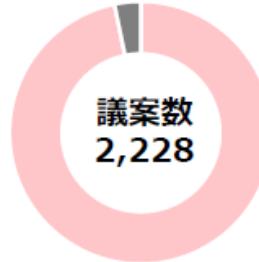
【取締役の選解任】

反対比率 2.1%
(+0.6%)



【監査役の選解任】

反対比率 3.2%
(+0.1%)



【会計監査人の選解任】

反対比率 0.0%
(±0.0%)



取締役選解任および監査役の選解任は子議案ベース

- 取締役の選解任につきましては、業績、独立社外取締役人数・比率、独立性等の観点から賛否を判断しています。2022年3月までは、新型コロナウイルス感染症の企業業績に与える影響を鑑み、業績にかかる基準は原則適用しないという運営でしたが、同年4月以降は新型コロナウイルス感染症の影響を個別企業毎に精査する運営に変更しています。この結果、子議案ベースの反対比率は昨年度から0.6%上昇しました。
- 監査役等の選解任につきましては、独立性等の観点から賛否を判断しております。

■ 役員報酬に関する議案

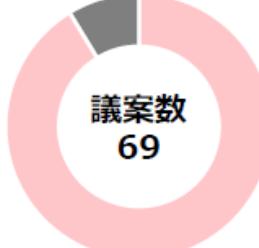
【役員報酬】

反対比率 1.4%
(△3.0%)



【退任役員の退職慰労金の支給】

反対比率 8.7%
(△7.0%)



- 役員にインセンティブ報酬を導入することは、中長期的な企業価値向上のためには、効果的な手段と考えております。
- しかしながら、取締役会への牽制機能という観点から、監査役等に対するストックオプション付与、退職慰労金贈呈、また株式の大幅な希薄化が生じうるストックオプション付与については、原則反対しております。2021年度につきましては、これら議案の上程が減少したことから、反対比率が低下しております。（なお、ストックオプションには株式報酬が含まれます）

議決権行使結果（2021年7月～2022年6月）

■ 資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）（前年比）

【剩余金の処分】

反対比率 0.8% ($\triangle 0.7\%$)



【組織再編関連】

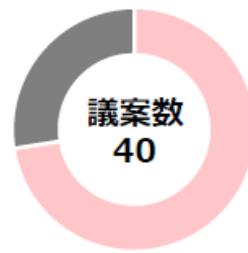
反対比率 0.0% ($\pm 0.0\%$)



- 株主還元について、一定水準の総還元性向に満たない企業については、高い資本効率を実現している場合などを除き反対しております。
- 2023/4以降は、現行基準以上の総還元性向を実現している場合でも、豊富なネットキャッシュを保有している場合には反対するという基準に変更します。

【買収防衛策の導入・更新・廃止】

反対比率 27.5% ($\triangle 3.3\%$)



【その他資本政策に関する議案】

反対比率 0.0% ($\pm 0.0\%$)



- 買収防衛策は経営者の保身等のために用いられ、非効率な経営が温存される手段となる恐れがあることから、導入等は望ましくないと考えます。
- 現行基準では、一定のガバナンス体制・資本効率を実現している場合には賛成としていますが、2024/4以降は、より高度なガバナンス体制・高い資本効率を求めます。
- 特定標的型の買収防衛策については、企業価値向上等に繋がるかという観点から判断しております。

■ 定款に関する議案

反対比率 0.0% ($\triangle 0.6\%$)



V. 第一生命保険

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

原則	取組状況	自己評価
原則 1 方針の策定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 2022年4月に「スチュワードシップ活動の取組方針」を改訂し、新たに「責任投資の基本方針」として公表しました。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 責任投資の目的を「運用収益を確保しつつ、持続可能な社会の実現に向けて、地域・社会の重要課題解決に資すること」と定義。 ✓ 法律・公序良俗に反する事業、気候変動、環境や社会・人権に対し著しい負の影響やリスクがある事業等への投融資は行わない旨を明記。 ✓ エンゲージメントを基軸とするスチュワードシップ活動の対象を全資産とする旨を明記。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部環境の動向等を踏まえた方針の改正・公表等を通じて、適切に実施していると評価しています。
原則 2 利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017年4月に責任投資委員会を設置し、2018年4月からは、社外委員3名、社内委員2名（うち1名は利益相反管理を所管するコンプライアンス統括部担当執行役員）とし、社外委員過半の体制としています。 ● 保有金額が大きい企業や社会的な注目度が非常に高い企業・議案など、特に重要な議決権行使については責任投資委員会で審議のうえ決定するとともに、重要な議決権行使については、全件を責任投資委員会へ報告しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任投資委員会の設置や運営等を通じて適切に実施していると評価しています。
原則 3 投資先企業の的確な把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 業績や財務状況等の定量的な把握に加え、ガバナンスや環境・社会課題（2021年度は特に気候変動や人権への対応）など非財務情報の収集・分析に努め、投資先企業の中長期的な利益成長性評価を行っています。 ● 2020年4月には、ESGアナリストを新たに配置しており、ESGに関する調査を深め、当該調査結果を社内レーティングや投資判断へ有機的につなげることでESGインテグレーションを実施しており、2021年度には全アセットにおけるESGインテグレーションについて当初想定した水準に到達しましたが、引き続き高度化に向けた取組みを継続しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要なESGテーマの選定・リサーチの深掘り及び企業の非財務情報分析・評価へのより体系的な組み込みや、新たに参画したイニシアティブを含むエンゲージメントの実効性向上、協働エンゲージメント参画を通じた当社エンゲージメントの更なる高度化が課題だと考えています。
原則 4 企業との対話	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年度から2021年度の3ヵ年累積で、国内株式ポートフォリオの時価総額の約9割の企業とエンゲージメントを実施しました。 ● 2021年度に対話を実施した約6割の企業では、役員との面談となるなど、対話先の経営層と当社が考える課題の共有を図った結果、2018年以前に設定した課題については、環境・社会課題、ガバナンスで9割、経営・財務戦略で6割が解決しました。 ● 2021年2月にTHE NET-ZERO ASSET OWNER ALLIANCEに加盟し、2021年度はGHG排出量上位50社とのエンゲージメントを実施しました。生保協会のスチュワードシップ活動WGにおける協働エンゲージメント、Climate Action100+および機関投資家協働対話フォーラムといった国内外のイニシアティブへの参画にも継続的に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要なESGテーマの選定・リサーチの深掘り及び企業の非財務情報分析・評価へのより体系的な組み込みや、新たに参画したイニシアティブを含むエンゲージメントの実効性向上、協働エンゲージメント参画を通じた当社エンゲージメントの更なる高度化が課題だと考えています。

V. 第一生命保険

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

原則	取組状況	自己評価
原則 5 議決権行使	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021年度は、当社が株式を保有する国内上場企業約1,500社全ての株主総会における議決権行使基準の見直しや、賛否理由の開示を含む行使結果の公表などを通じて適切に実施していると評価しています。 ● 責任投資委員会の審議を踏まえ、2022年3月に議決権行使基準の改正を実施し、その内容を公表しました。なお、改正基準の適用時期については、改正基準の内容毎に、企業が適切な対応が可能だと考えられる期間を設定しています。 ● 議決権行使における議案種類毎の集計結果および個別の投資先企業・議案毎の賛否結果について4半期毎に開示していますが、2019年1月分からは、個別の反対理由を含めた開示を開始し、2020年4月分からは、特に説明を要すると判断した議案については賛否を問わず、その理由を開示しています。 	
原則 6 定期的な報告	<ul style="list-style-type: none"> ● スチュワードシップ活動全体の取組状況については、年度毎に「スチュワードシップ活動報告」（2018年度分からは「責任投資活動報告」）として当社ホームページにおいて公表するとともに、冊子化を行い、企業との対話時等に説明・配布しています。 ● 議決権行使については、議決権行使基準の全体とその改正予定、議決権行使の四半期毎の行使結果をそれぞれホームページにおいて公表しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● スチュワードシップ活動を含む責任投資に関するホームページでの開示などを通じて適切に実施していると評価しています。
原則 7 実力の具備	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017年4月に責任投資推進部を設置し、本組織にスチュワードシップ活動に関する人員・機能を集約することで、スチュワードシップ活動に係る取組みの高度化、ノウハウの蓄積、人財の育成を図っています。 ● 外部有識者を講師に招き、企業を取り巻く環境・社会課題に関する知識の習得や対話スキル向上に向けた社内勉強会を定期的に開催しています。 ● 生命保険協会のスチュワードシップ活動WGで実施された外部有識者・投資家を招いた意見交換会に参加しています。 ● 気候変動関連への対応について、他金融機関や、参加しているTHE NET-ZERO ASSET OWNER ALLIANCE等のイニシアティブとの間で、積極的に意見交換を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任投資推進部の設置による人員・機能の集約や、社外の有識者・投資家との勉強会や意見交換会への参加などを通じて適切に実施していると評価しています。

2021年 PRIアセスメント結果

- ◆ 2021年のPRIアセスメントでは、投資・スチュワードシップ方針、不動産投資において最高評価である「5」を獲得しました。引き続き当社の責任投資取組の更なる高度化を推進していきます。

	2019年 (評価期間: 2018/1~12)	2020年 (評価期間: 2019/1~12)	2021年 (評価期間: 2020/1~12)
	当社評価 (中央値)	当社評価 (中央値)	当社評価
戦略とガバナンス	A (A)	A+ (A)	投資・スチュワードシップ方針 5
スチュワードシップ活動	A+ (B)	A+ (B)	議決権行使※ 4
上場株投資	A (B)	A+ (A)	上場株投資※ 4.5
債券投資	A (B)	A (B)	債券投資※ 4.75
不動産投資	A+ (B)	A+ (B)	不動産投資 5

2021年PRIアセスメントの評価方法の変更について

- ✓ 2021年PRIアセスメントでは、責任投資に係る近年の動向を考慮して、アセスメントの構成・設問内容が全面的に改訂されました。評価方法においても2020年までのA+～Eの6段階評価から、5～1の5段階評価に変更されております。

※議決権行使・上場株投資は、2分野(ファンダメンタル戦略・REIT等)の平均評価、債券投資は4分野(国債等、社債、プライベートデット、証券化商品)の平均評価を記載。

